

規制改革推進会議「行政手続部会」関係省庁ヒアリング
会議説明資料

省庁名： 厚生労働省

1. 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方（たたき台）
に対する意見

「1. 重点分野（1）取組の対象範囲」について

「行政機関等」について、独立行政法人等や地方公共団体については、必ずしも国で一律に手続の様式等を示しているわけではないため、目標を設定して一律に取組の対象とすることになじまないのではないか。

「2. 削減目標（1）削減対象」について

「コストの内容」について、削減対象は「時間（事業者の作業時間）」とされているが、「企業内部で要する時間」の範囲や測定方法についてどう考えるか。例えば、企業内部での「検討時間」、窓口までの「移動時間」、手続が完了するまでの「待ち時間」の削減なども手続の実情に応じて対象に含めることも可能とすべきではないか。

「2. 削減目標（2）取組期間」について

取組期間は3年とされているが、制度改正の検討やシステム構築・改修が必要と想定されるところ、必ずしも3年程度で対応可能なものとは限らないため、5年程度の期間を設定することを可能とすべきではないか。

「2. 削減目標（3）削減目標」について

数値目標として「削減率」を設定するとされているが、行政手続の趣旨や現状、コスト削減の手段は様々であることから、一律の削減目標のみ設定することは困難ではないか。

「3. 計画的な取組の推進（1）重点分野」について

本年6月末までに暫定的な削減計画を策定することとされているが、行政手続コストの測定や測定結果を踏まえた改善策の精査には一定の時間を要するため、6月末までの計画策定は時間的に厳しいのではないか。

削減計画は「各省庁」が策定することとされているが、マイナンバーを活用した効率的なIT基盤の整備、各省庁で様々に実施しているアンケート調査の整理など、省庁横断的な取組が求められる事項については、各省庁個別に対応するのではなく、内閣官房等が司令塔となって取組を進める必要がある。

また、行政手続コストの削減を進めるに当たっては、業務システムの改修等、一定の予算措置が必要な取組も想定される。限られた予算配分の中で、行政手続コストの削減を目的とした予算の確保は、各省庁の個別の取組では限界もあることから、内閣府において、政府全体として必要な予算が確保できるよう、適切に調整を行っていただきたい。

2. 個別分野について、特殊な事情がある場合の意見

社会保険分野

社会保険分野の事務手続については、社会保険労務士等に外部委託している場合が多く、「国に対して手続を行う場合に事業者が負う標準的なコスト」を測定し、その削減に係る数値目標を設定することは困難ではないか。

また、社会保険は、保険料を徴収し、保険事故が生じた場合に適切な給付を行う事業であり、その事務手続においては、不正受給や受給額の過不足が生じないように企業から正確な情報を適切なタイミングで確実に入手する必要がある。例えば、厚生年金については、従業員個人毎の標準報酬月額、加入期間等を正確に把握し、毎月必要な保険料を徴収しなければ、正確な年金額の計算や給付が困難となる。また、厚生年金や雇用保険は、加入期間に応じて給付額等が異なるため、雇用関係の成立・終了のタイミングで確実に必要な事実関係を把握する必要がある。労働者に必要な保険給付を行うためには、こうした事務手続の正確性・的確性を確保する必要がある。記載項目の削減や手続の簡略化は限界があるため、一律の削減目標を設定し、行政手続コストの削減を行うことにはなじまないと考えられる。

社会保険分野の事務手続については、これまでも、

- ・ 年金事務所内に「社会保険・労働保険徴収事務センター」を設置し、関係申請の一括受付、関係機関への回送等の実施
- ・ e-Gov の一括申請等の機能により、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の手続をワンストップで申請可能とする
- ・ 総務省と協力し e-Gov の電子申請に係る外部連携 A P I の仕様の公開などを行い、民間企業におけるソフトウェア開発を促進する

等の取組を実施してきており、今後とも手続の使い勝手の改善や電子申請の利用率の向上に努めてまいりたい。